

横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例施行規則(昭和46年12月横浜市規則第113号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(第1条から第3条まで省略)</p> <p>(医療証の有効期間)</p> <p>第4条 (第1項省略)</p> <p>2 前項本文の医療証は、その交付期日にかかわらず、市長が定める隔年の<u>8月1日</u>に更新するものとする。</p> <p>(第5条から第16条まで省略)</p>	<p>(第1条から第3条まで省略)</p> <p>(医療証の有効期間)</p> <p>第4条 (第1項省略)</p> <p>2 前項本文の医療証は、その交付期日にかかわらず、市長が定める隔年の<u>10月1日</u>に更新するものとする。</p> <p>(第5条から第16条まで省略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日前に交付した医療証に係るこの規則による改正後の横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例施行規則第4条第2項の規定による更新は、同項の規定にかかわらず、同日に行うものとする。</p>